

(2016年3月3日現在)

生活困窮者支援における「一時生活支援事業」の現状に関するアンケート調査
主なお問い合わせ内容と回答

《回答票1》

	お問い合わせ内容	回答
1	問5の「総合相談事業や就労支援事業など」とは。	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業、就労準備支援事業を指しています。

《回答票2》

	お問い合わせ内容	回答
1	「新規相談受付件数」、「プラン作成件数」は自立相談支援の件数か。全件数のうち、一時生活支援を活用した件数か。	自立相談支援の全件数をご回答ください。
2	年間予算以降は全事業合計の予算か。	一時生活支援事業として計上されている予算をご回答ください。
3	—	なお、「年間予算」から右の欄は、一時生活支援事業に関するご質問となります。
4	利用実績(延べ人員)は宿泊した日数をカウントすればよいか。	宿泊日数で結構です。

以上